

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年12月 1日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	武 知 浩 之
同	齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会  
(財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成26年4月1日から8月31日までに執行した財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要

目 的 徳島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

設立年月日 昭和44年6月12日

基本財産 3,000,000円

事務所 徳島市沖浜東2丁目16

職員数 44名(正規職員8名、臨時・嘱託職員36名)

徳島市からの補助金

項 目	予算額(平成26年度)	8月末現在収入済額
徳島市からの補助金	59,278,000円	32,112,672円
運営費市補助金	49,222,000円	24,610,672円
活動費市補助金	9,920,000円	7,434,000円
社会福祉事業市補助金	136,000円	68,000円

指定管理

ア 施設名 徳島市加茂名デイサービスセンター  
徳島市沖浜デイサービスセンター

イ 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日

ウ 指定管理料 なし(管理経費は利用料金を充当)

## 第2 監査の実施期間

平成26年9月18日から11月26日まで

## 第3 監査の方法

財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

## 第4 監査の結果

社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会の財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、所管部局では、指定管理に係る決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。